

審査の申し出をされる方へ

＜令和4年5月＞

1 審査申出書の提出期限

審査の申出期限は、「納税通知書の交付を受けた日後3月まで」とされています。納税通知書を5月1日付けで発送いたしました。郵送に要する期間を2週間と想定して5月17日（火）を納税通知書の交付を受けた日と判断します。

したがって、5月17日（火）の翌日の18日（水）を起算日として、3月後である8月17日（水）を審査申出書の提出期限とします。

なお、郵送による提出の場合にあっても8月17日（火）の消印を有効とします。

2 審査申出の特例（令和4年度に限る）

令和3年度において、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申出がすることができるとされました。

令和3年度第1回固定資産評価審査委員会において、納税通知書最終到達日を、令和3年5月17日と定めておりますので、対象者の審査申出期限（15月を経過する日）は令和4年8月17日（水）となります。

3 審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された「価格」についてのみです。

固定資産評価審査委員会は、評価庁の行った評価が地方税法の規定及び固定資産評価基準（以下「法及び評価基準」という）に基づいて、適正に評価されているかどうかについて審査します。

なお、法及び評価基準は、固定資産評価審査委員会の審査の対象外とされていません。

4 審査申出書の記入にあたっての注意事項

(1) 申し出の趣旨

「評価額〇〇〇円を〇〇〇円に変更することを求める」など、具体的に記入してください。

(2) 申し出の理由

評価庁の価格の決定は、法令及び評価基準に基づいて行わなければなりません。したがって、まず、評価庁が評価にあたり根拠とした法令及び評価基準を確認してください。

そのうえで、「評価庁の法令及び評価基準が適正に適用されていない点を具体的に指摘し、法令及び評価基準に基づき適正な評価をすると、申し出の趣旨の変更後の価格は〇〇〇円となる」というように、審査申出人がいかなる理由に基づいて、何を主張したいのか、争点が明確になるように具体的に記入してください。

単に、「評価が高いから」という趣旨は不相当とされており、そうした申出の理由の場合には、初回の固定資産評価審査委員会において、形式審査（審査申出書を受取り、審査するかどうかを決定する審査）の際に、申出の理由の補正（書き直し）をお願いする場合があります。

5 書面審理

「不服の審理は書面による」とされており、原則として書面審理です。

審査を行うこととなった場合は、評価庁からの「弁明書」、審査申出人からの「反論書」のやりとりを繰り返すことにより、固定資産評価審査委員会が審理を進めていきます。

必要の都度、評価庁からの弁明書（写し）を審査申出人に送付いたします。それを受けて、審査申出人からは反論書を提出していただくことになります。

海老名市固定資産評価審査委員会 事務局：市民税課 諸税係 電話 046-235-8593（直通）
--